

臓器移植におけるドナー意思の可否根拠の一考察
—中学生のコメントにみる「生き続ける自己」を手がかりに—

山梨 八重子

A study of the basis for decisions on whether or not to be an organ donor:
From comments of junior high students

Yaeko YAMANASHI

Abstract

In another study that I reported, I attempted to clarify the grounds based upon which junior high students accept the idea of becoming organ donors or not. From the results of analysis, I was able to clarify differences between them, specifically about their views on their physical bodies, life after death, and even on the subject of their existence.

Based on the results of the former analysis, in this study I am going to examine from the perspective of ethics the basis for decisions on whether or not to be an organ donor.

From both studies, I found differences in the students' views of their physical bodies, life after death, and even on the subject of their existence. In addition, I assume that regardless of whether one decides to be a donor, we are affected not only by scientific knowledge but also by simple intuitive thought that is not scientific. This is because some consider becoming organ donors partly to continue self-existence even after their own biological death.

1. はじめに

脳死・臓器移植は人の在り方や死など根本的な問いを我々に投げかけ、多くの議論や研究が多面的に進められている¹。さらに 2010 年からの全面施行の改正法では、本人の意思表明がない場合家族の同意による提供を認めたことから、本人の意思を正当に反映しえるのかという懸念の声も挙がっている。これまで患者の意思の尊重から患者個人の自己決定に重きをおいて医療および移植医療の正当化を進めてきただけに、自己決定の原理そのものが問われるだろう。本人の意思表明がない場合、特に幼い子どもの場合、家族がその意思を推測し決定することになり、家族に重い選択が迫られることになることも憂慮されている²。臓器提供、特に脳死状態での決断は、人の身体および死をどのようにとらえるのかという問いを必然的に含む。だからドナーカード

の記入は脳死を含めた死を想定したドナー意思の可否の判断を求めており、我々はその問い合わせに向き合わざるを得ない。その時死を契機に我々が抱く身体観や死生観、そして家族との関係が表出する可能性が高い。

筆者は2000年から中学生を対象に、ドナーカードの記入を組み込んだ「脳死・臓器移植」授業に取り組み、そのプログラムの開発と実践報告を既に発表してきた³。その授業前後のアンケートから三つのことが明らかにできた。その一つは、中学生もこのテーマに強い関心を持っていること、二つ目は実施した授業プログラムがドナーの意思決定の可否に対していずれかの立場に一方的に誘導するものではなかったこと、三つ目としては授業以前にドナー意思の可否を明確にもっている生徒らは授業後もその立場を変えることがほとんどないことである。三つ目の結果は、学習以前に抱いている判断根拠がドナーの意思の可否の判断に大きな影響を与えていたといえる。これに関連し、臓器移植に関する法律制定の1997年前後に実施された大学生を対象にした移植医療に対する態度の調査研究⁴では、脳死および臓器移植に対する態度や判断が正確な知識と関係なくなくなされていることを指摘している。そのことからも、ドナー意思の可否および脳死についての判断は、それまでの生活の中で形成されたものに規定される傾向があると推測され、中学生の場合は移植医療にかかる知識や情報が限られるため、その傾向が強まると推測される。加えて中学生の段階で示されたドナー意思の可否の根拠が、その後成人しても一定保持される可能性があると考えれば、その根拠を考察することは、我々の一般的な身体観や死生観などをとらえることにもつながる。

また臓器提供可否の判断の理由についての研究は、脳死下での臓器提供ドナーファミリーを対象とした調査などがなされている⁵が、ドナーを拒否する判断を下した理由についてはその理由を調査分析した研究はみあたらない。その点で、提供に対する可否両者を対比して分析する本研究は、提供を否とする判断の理由や根拠を明らかにするだけでなく、我々の根底にあるものを探る一助としても意味があると考える。

筆者は本論に先立って、中学生のコメントを対象に判断根拠を分析作業とその最初の段階検討を既にまとめている⁶。本論ではそれを踏まえ、さらに臓器提供の可否判断に影響を与えていると推測される点に焦点を当て、我々の中に形成されている臓器及び身体のとらえ方や自己存在の意味を探ることにする。

2. 中学生のコメントの分析概要

既にまとめたコメントの分析の概要⁷をここで示す。臓器移植の授業プログラムで得られた中学生のコメント124名分を臓器提供「可」(54名:44%)と「否」(39名:31%)にわけ、それぞれからカテゴリーを析出し、それぞれを構造化し分析検討を進めた。それを図式化したものが図1、図2である。なお図中の矢印は、分析によって抽出されたサブカテゴリー、カテゴリー、包括カテゴリーそれぞれの関連性を示す。

それらの分析から、「可」では第三者である他者の幸福実現への寄与を、そして「否」は自己の存在の継続を優位に考えて判断を下していることをとらえた。その根底には身体および死のとらえ方さらに自己存在のとらえ方が関わっていると推測され、それらが移植医療の是非に対する差違を派生させているととらえた。そのことから臓器提供のドナー意思の可否の判断には、学習以前に既に形成された身体観、死生観さらに自己の存在のありようが関連していることが推測された。

図1. ドナー可のコメントのカテゴリーの関係

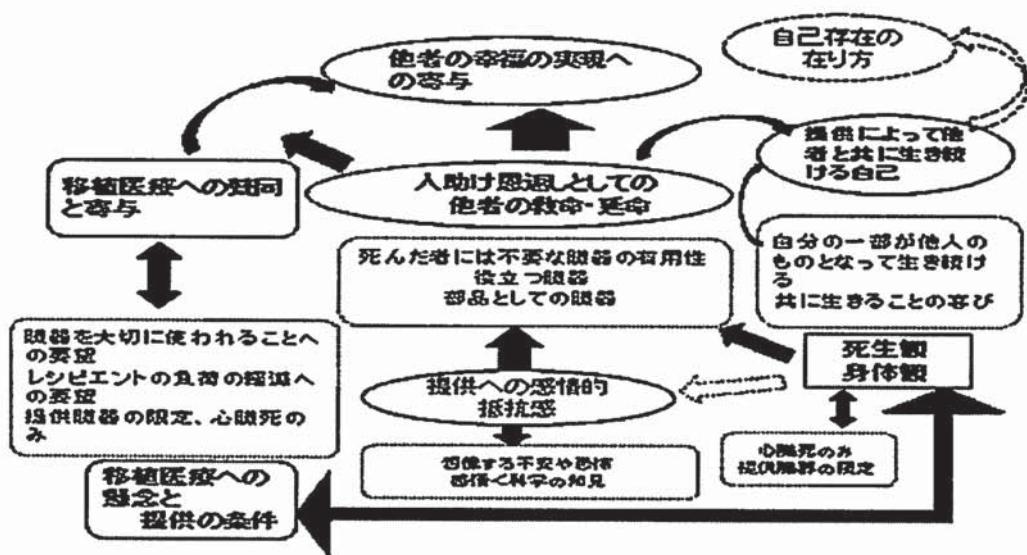
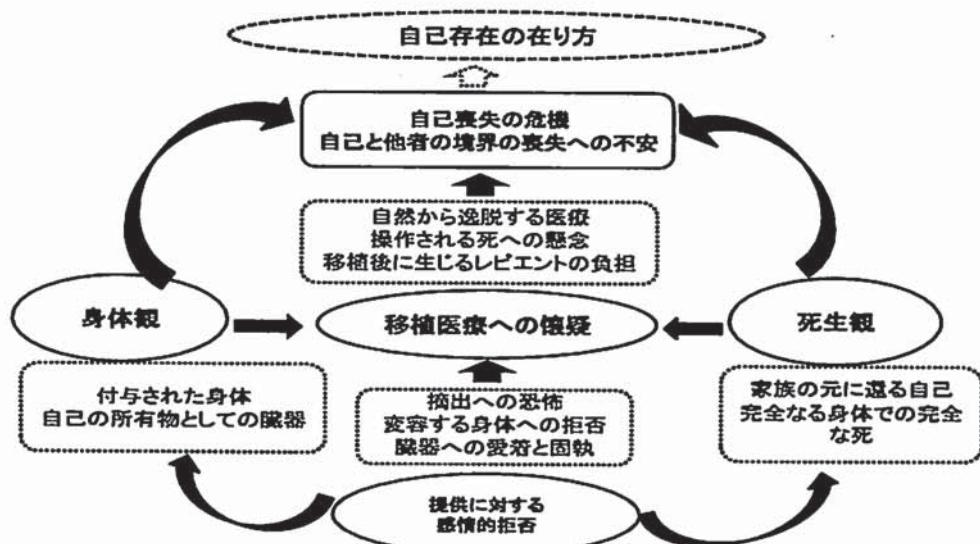


図2. ドナー否のコメントのカテゴリーの関係



3. 可否根拠の差異の検討

ここでは先述の分析を踏まえ、臓器提供の可否の判断を根拠づけている学習以前に形成されたものを3つの観点から検討する。

(1) 可否判断を決定づける判断の根拠の差違

前述の分析結果をふまえると、「可」が判断を下すときの根拠は、他者の救命延命ひいては他者の幸福を実現することつまり【他者の幸福の実現への寄与】で、それは「人助け」で人として善なる行為の一つととらえていること⁸、またその実現を推し進める移植医療に対しても善なるものであるととらえ賛同していること⁹である。一方、勿論「否」は他者の救命延命を重要なこととらえているが、「自分がなくなってしまう」というコメントに象徴されるように、他者の中に取りこまれ組み込まれ、他者と一体化させられることに対して強い嫌悪感と抵抗感を持っている¹⁰。それは提供・移植によって自己と他者の境界が崩れる【自己喪失の不安】で、その自己喪失を回避するために提供を否と判断するととらえた。言い換れば自己の存在を保持するために提供を拒否しているといえよう。そのために自己喪失を引き起こす移植医療に対し、自然の人の死の在り方と相容れないもの¹¹とし、否定的な見解を示しているといえる。

それぞれの判断根拠をさらに掘り下げてみれば、「可」が利他的価値に基づく判断であるのに対し、「否」は利己的価値に基づく判断と対比してとらえることができる。「否」は他者の救命延命や他者の幸福の実現への寄与を重要な価値と認識しつつも、それよりも自己存在の保持をより優位として判断を下すといえる。このように、両者はより優位におく価値が異なっており、それが両者の判断の分岐点になっているといえる。しかしこのような両者の判断は、臓器および身体を自己の所有物とし、それをどのように活かすかを決定する主体はその当事者であるととらえている点は共通しているが、何をより優位とするかは異なるといえる。それは、次に取り上げる身体のとらえ方つまり身体観の違いから派生すると考える。

(2) 身体観の差異—自己存在としての象徴としての臓器/身体—

では上述のような価値の優位づけの差違はどこから派生するのか。ここではそれを、両者のそれぞれの身体のとらえ方に焦点をあて検討する。

両者ともコメントをみると、臓器/身体は、生前では自己の生命維持のために不可欠な有機体で、当事者が所有する対象ととらえている。しかし臓器提供を前提したとき、つまり死を含む自己の存在を想定したとき、両者の臓器/身体のとらえ方は分岐していく。

「可」にとっては生物学的死が訪れたとき、臓器は生命維持としての生物学的役割を消失し、当事者にとっての有用性はなくなり「灰になってしまうだけ」の存在になる¹²。しかしながら臓器を交換可能な「部品」とみなす機械論的とらえ方によって、

不要となった臓器が「役立つ臓器」へと変化し、それが提供を可とする判断につながっているとみる。

それに対し「否」は、臓器および身体を「付与された身体」¹³ととらえており、そして死に際して自己の死を「家族の元に還る」と表現している¹⁴ことから、家族という共同体から自分は生まれ存在するという考え方を読み取ることができ、生と同様死もまた家族という共同体の中にあるととらえていると推測できる。つまり家族という共同体の関係性のなかに、個人の存在は埋め込まれているととらえているのである。自己の臓器/身体は家族から生成されたもので、生きている時もそして死してなお、家族とともににあるという自己の存在のありかたを持っているといえよう。だから「否」にとっては、臓器/身体は生きているときのみならず死してもなお不可欠なものであり、臓器は単なる生命維持を担う有機体の域を超えたものである。「可」のように臓器が交換可能な「部品」ととらえる機械論的身体観の立場にたたないがゆえに、彼らはその考えに基づく移植医療を否定し、提供は拒否する。これらのことから、「否」は近代科学の知見とは異なる別次元での臓器/身体観を合わせもっていることが覗える。

しかしこの「否」が持っている別次元での身体のとらえ方は、彼らだけに限定されるものではないと推測される。というのは「可」においても、眼や心臓が自分自身を象徴するものとし提供する臓器から除外し、また提供を心臓死に限定するコメントが散見されるからである。このことから、前述した臓器/身体に対する別次元のとらえ方は一般的なもので、科学的知見を獲得してもなお払拭され消滅しないものといえる。この別次元でのとらえ方が一般的なものとすれば、提供を「可」とするものはそれに強く固執しないだけであって、両者の分岐点はその固執の程度の差違といえる。

これらのことから両者とも生物学的な死以前では、臓器を科学的知見から引き出された生命維持を目的とした有機体としてとらえ、その機能を臓器の目的であり価値としている点で共通する。しかし生物学的な死に際し、臓器のとらえ方は両者の間で分岐していく。それは科学的知見に重きをおくか、別次元でのとらえ方に重きをおくかである。その差異は交換可能な部品としての臓器ととらえるか、単に交換可能な部品にとどまらないととらえるかの臓器/身体のとらえ方の差異につながっているとみる。さらにこの差異は臓器/身体の本来的目的及び価値のとらえ方に関連すると予測される。これについては後で再度取り上げたい。

(3) 完全な死と中途半端な死をめぐって

「否」は提供の有無によって死のあり方に違いが生じることに言及しており、それは「可」には見られない点である。彼らが言及する死のあり方が、「完全な死」と「中途半端な死」という表現¹⁵に示されるものである。

臓器を提供することは、「自分は死んでいるのに自分の一部が生き続ける」という

矛盾した状況を作りだし、そのような死は不自然な死であるとし、それを「中途半端な死」と表現する。それに対比する死が「完全な死」で、それはすべての臓器を生前同様に保持し続けた状態で死を迎えることである。彼らはこれこそが死の本来の姿ととらえるのである。提供行為はこの「完全な死」の実現を阻むもので、だから提供を拒否する判断にいたるといえる。

彼らが完全な死を切望するのはなぜか。それは、死は「家族の元に還る」という彼らの死のとらえ方に関連していると考えられる。自己は家族という共同体の中に存在し、自己の死を家族と共有することが家族の元と還ることであり、それを可能にするために、完全な死が不可欠なのである。完全な死は、家族が自己の死を受け入れそれを共有化するためにも不可欠なものであるから、その点からも提供は受け入れられないものである。自己が共同体の中に埋め込まれている存在であるというとらえ方が、可否を分岐させる一つといえるだろう。

提供の可否判断を分かつものは、利他的価値と利己的価値のいずれを優位とおくかで分岐し、さらにその分岐の根底には、人間を孤立した個々の存在としてとらえるのかそれとも、家族という共同体の関係性に埋め込まれた存在と見るのはかという人間の存在の在り方が、臓器/身体のとらえ方や死のとらえ方に差異をもたらし、それが提供の可否につながっているといえよう。人間の在り方のこのようなとらえ方の違いは、ヴラジミール・ジャンケレヴィッチによる死の考察¹⁶と重なっている。彼は死に際し、人の存在は一人称、二人称、三人称という人称の軸によって死のとらえ方が変化することを指摘している¹⁷。それを踏まえれば、「否」の提示する死を含めた自己存在のあり方は、無論三人称ではなく、一人称から二人称へとその軸を移行させたときみえてくるものといえるだろう。

4. 臓器の本來的価値 一可否に見る差違と共通性一

ここでは前述したように、両者の臓器のとらえ方の差異が臓器の本來的価値のとらえ方に関連しているとの予測から、可否それぞれがとらえる臓器の本來的価値について検討する。

「可」にとっての臓器の本來的価値とは何か。「可」にとって生命維持を目的とし機能していた有機体としての臓器は、生物学的死によって当事者にとっての臓器の役割を終了する。言い換えば当事者にとっての臓器の有用性は生物学的な死をもって消滅する。しかし他者の生命維持の観点からみれば、その臓器の有機体として存在はその有用性を保持しているのである。「可」では、それこそが臓器の本來的価値ととらえているとも解釈でき、臓器提供はその臓器の本來的価値を実現する行為となる。

前述したように「可」では、臓器は身体の一つの部品ととらえるが故に、臓器は交換・譲渡可能な「モノ」である。だから臓器提供行為は自己の人格そのものを譲渡す

るわけではないから、提供行為が自己喪失を引き起こす懸念を生じない。しかもその本来的価値を実現する上では提供は不可避で、そのとき臓器は価値のある譲渡するモノとなる。むろん「可」でも臓器の摘出の際わき上がる恐怖感や抵抗感を想起する。しかしそれらの感情や思いをおさえ合理化するのは、機械論的身体観や科学的知見による理性的合理的解釈である。

「可」にとって臓器提供は、他者の中に組み込まれ他者の一部となることによって、生物学的に臓器の本来的価値を実現する行為で、それが他者の救命・延命ひいては他者の幸福の実現に寄与し、しかもそれは人間としての徳であり善の実現につながる行為で倫理的価値の実現までにつながっていくものである。つまり臓器提供は倫理的価値を実現することである。このようなとらえ方が、彼らに利他的価値を優位とする判断を導き出しているといえる。

それに対し、「否」は提供によって他者の中に組み込まれ他者の所有物となってしまうことは自己喪失であるとし、提供を拒否する。「否」にとっての臓器は、自己にのみ供せられるもので、しかもその目的は生命維持のためだけでなく、かつ生物学的生死に関わりなく、その有用性が消滅しないものととらえるのである。ではその有用性とは何か。それは先にも述べたように家族と自己の死を共有するために「完全な死」を実現する上で、臓器は有用なのである。「否」にとって臓器の本来的価値とは、家族との死の共有に不可欠な「完全な死」を実現し、家族の中に埋め込まれた自己存在を継続することである。この本来的価値のとらえ方には、臓器/身体は自己を象徴する換喻つまりメトニミーの機能をもったもので、単なるモノとしてではなく、そこに人格が埋め込まれたものととらえている¹⁸と解釈できるだろう。そうであれば臓器の提供は自己の固有な人格を譲渡することとなり、それを拒否する否が想定する自己存在の継続は、人格としての自己存在の継続ととらえることができよう。

このようにみると「否」では、臓器/身体はあくまでもその当事者とその家族のもので、かつ第三者の他者と一体化することはできないもの、つまり移譲や譲渡できない固有の人格そのもので、人格の象徴である。そのことを踏まえると、「否」では臓器の本来的価値には、人格としての自己存在の継続を実現することを含むと解釈する。

5. 自己存在のあり方とその存続をめぐってー【生き続ける自己】の意味するものー

これまで見てきたように、「否」では臓器の本来的価値を、生きている時もまた死しても共同体の中の自己存在およびその継続の実現におくのに対し、「可」はその臓器の本来的価値を一貫して生物学的な生命維持におき、それ故にその対象は当事者に限定しない。その一方で可の少数は、提供によって【生き続ける自己】の可能性にも言及する¹⁹のである。この【生き続ける自己】とは、提供によって他者の中に組み込まれ、その他者のなかで「私の一部」が生き続けることで自己が生きているとの解釈

から生じていると見てよいだろう。そこでこの【生き続ける自己】について検討してみる。

「可」の判断根拠である機械論的身体観では、死後の自己存在の継続は否定されることから、【生き続ける自己】というとらえ方自体が存在できないはずで、そこに矛盾を感知するはずである。中学生故にその矛盾を看過しているとも解釈できるが、もしそれを容易になしめたのであれば近代科学的知見とは異なる別のもの考えから、【生き続ける自己】というとらえ方は派生し、そして彼らが不自然を感じないほど馴染んだものといえる。しかも前述のように【生き続ける自己】を解釈すれば、それは「否」が希求する自己存在の継続と近似する。

くわえて臓器提供は臓器を他者に付与することであり、提供の時点でその所有を移譲することを前提とした行為であることから、提供者が所有を放棄し譲渡することを受け入れたと解釈される。しかし臓器の所有の移譲からとらえると、少数の可がいう【生き続ける自己】とは、臓器の本来的価値を実現するために提供者はその所有を一旦放棄・譲渡するが、その後その移譲した臓器を提供された者から奪還していると解釈できる。臓器の所有は提供者から提供された者へ、そして再び提供者へと移行するのである。このプロセスは価値の実現の観点からみれば、提供行為が他者の幸福への実現への寄与という利他的価値の実現から、利己的価値の実現へとその質的転換を孕む。

しかもこの【生き続ける自己】の文脈では、提供した他者の中で生き続ける自己とは、提供された他者の延命によって可能であることから、提供された他者を自己存在の継続のために道具として使用していることになる。このようにみれば、先述した「可」の利他主義はその根底に利己主義を含む可能性があろう。この秘められた利己性は、「良い人に提供したい」「大事に使ってほしい」などのコメントが「生き続ける自己」に言及する少数の「可」以外にも見られることから、少数の「可」に限定されるものではないと推測できる。

これらのことから、【生き続ける自己】の文脈では、臓器提供は単なる贈与ではなく、その贈与の内に、提供者が提供された他者に課した責務を含ませているととらえる。それは生きたくても生きられなかつた提供者の代理としてまた提供者の分まで、提供された他者が充実した人生を生きる責務である。そうであれば「可」のいう【他者の幸福の実現】とは、利他的側面と自己存在の継続の実現という利己的側面を合わせもつ。つまり二重性である。それが不誠実で偽善的であるという解釈することもできる。しかしながらその二重性を必要不可欠な互恵的なものと解釈すれば²⁰、その内に含ませた責務は提供に対する正当な代価ともとらえうる。そのように解釈すれば、臓器提供に対する提供された者にとって、この代価は「贈与」に対する当然の「返礼」で、論理的な矛盾としての葛藤は抱くことはないのかもしれない。

さらに「可」の少数が提示する【生き続ける自己】では、提供された他者がこの世

で生きていることが提供者の「生きている証」で、それが遺された家族の慰めになると期待している。その期待をわかる根柢には、提供された他者および提供した臓器が提供者を象徴するものつまり人格を象徴するメトニミー的な機能をそこに見ていると推測する。そこから「可」でも、臓器を交換可能で譲渡できる「モノ」としつつ、そこに自己の人格を含ませているといえるだろう。このように考えれば、【生き続ける自己】を想定する「可」は、臓器の本来的価値はその内に、自己存在の継続を含むものととらえられる。そうであれば「可」「否」とともに、死に際して自己存在の継続への予期や期待を抱いているといえるだろう。

ただし「可」は生き続ける提供された他者の中に自己存在の継続を見るのに対し、「否」は共同体である家族の中にそれを見ていることから、メトニミー的機能を發揮する対象は異なっているといえる。しかしながら「可」のいう「生き続けている証」は、遺された家族が提供された他者の生存を通してその「証」を受け取るものである。そうであるならば「可」においても、自己存在の継続を家族の中にとらえているといえ、「否」と近似する。

このようにみると可否を問わず、臓器に対し科学的な知見を持ちつつも一方ではそれとは異なる次元での臓器/身体に対するとらえ方が深く浸透し形成されており、無意識のうちにかつ素朴に、それに基づいて自己存在や死をとらえているといえるだろう。我々はこの別次元の臓器/身体観や人の在り方を根幹とし、その上に科学的知見を重ねた層状の認識を形成していると推測され、死を含めた自己のあり方が問われるとき、にわかにそして無意識に、その根幹にあるものがマグマのように科学的知見を突き破り表出するのではないだろうか。そのようにみれば「否」の「頭では分かっているし、それがみんなのためだということもすごく思うけれど、すごくいやだと思う。それがなぜなのか分からなければ、感情とか心とかがきっとそう思っているんだなと思う」というコメント²¹は、我々の内にこの形成されたものがあり、それが発する感覚によって、臓器提供の可否判断を下しているとみることができるだろう。

6. まとめにかえて

中学生のコメントを手がかりに、臓器提供の意思の「可」「否」の判断を下すその根拠や価値について検討を加えてきた。提供の有無の判断では、その目的および価値の優位づけ、さらにそこから引き出される臓器/身体の本来的価値の解釈、死のとらえ方が関わり、そしてそれらが分岐点となって、それぞれの判断が導き出されることをとらえることができた。一方提供に関し異なる判断をくだすものの、自己存在の継続に関わってみれば、最終的に両者ともそれを希求していることがわかる。この自己存在の継続の希求は、臓器/身体を科学的知見とは別の次元からとらえるものから派生し、我々の中に深く織り込まれているものと考えられる。医学の画期的な進歩から導き出された科学的知見を一定評価しつつも、その織り込まれた別次元のものを我々

は容易に手放さないことがコメントからとらえることができよう。

個人主義のもと強い個人が求められる現代において、我々はそれに順応しその枠に収まるように自らを強いまた強いられている。平穏な日常生活ではそれを実現することに疑問を抱くことは少ないが、一旦死を意識したとき改めて、奥田のいう「意志の弱さ」と「存在としての弱さ」をもつ弱い個人が現れる²²。それは臓器提供判断の可否にかかわらず彼らのコメントからも読み取れ、その時弱い個人を前提にした人の在り方や自己存在の在りようが、自らの内に既に形成されていることに気付く。その意味では臓器提供の可否にかかわらず、死を前提とする臓器提供は、我々の内にあるものを改めて問い合わせ直す契機といえよう。

引用註

¹以下の論文を参考としてあげる。

山本與志隆 (1994), 「世界と死について—ハイデガーの思惟を手がかりに—」, 『哲学論叢』, 21.

小松美彦(2002), 『人は死んではならない』, 春秋社.

住田安希子(2011), 「臓器移植法における死の線引き—現象学的視点の導入を試みてー」『立命館法政論集』, 第9号, pp.1-34.

奥田純一郎 (2006) 「死の公共性と自己決定権の限界」, 井上達夫編『公共性の法哲学』, ナカニシヤ出版, pp.330-348.

奥田純一郎(2009), 「生命倫理と法」, 井上達夫編『現代法哲学講義』, 信山社, pp.334-356.

²朝居朋子, 原美幸, 大田原佳久他 (2001) 「心停止後の腎臓提供のドナーファミリーの思いの分析—移植コーディネーターによる家族フォローのための基礎的分析ー」, 『死の臨床』, Vol.27, pp.76-80.

この調査は腎臓の臓器提供に同意した家族への聞き取りで、提供後の思いでは子どもを亡くした人では提供判断に対しての否定的な思いを抱きやすいという結果を示している。

³筆者の臓器移植に関する授業実践および論文を以下に示した。

① 山梨八重子・坂下英喜 (2001) 「授業『脳死・臓器移植を考える』—社会科と保健科で取り組んだ授業実践ー」, 『お茶の水女子大学附属中学校紀要』, 第31集, pp.57-69.

② 山梨八重子(2008) 「「総合的学習で取り組んだ脳死臓器移植」, 『お茶の水女子大学附属中学校紀要』, 第37集, pp.37-57.

③ 山梨八重子 (2011) 「中学生を対象とした「脳死・臓器移植」授業プログラムの開発と評価」, 『熊本大学教育実践研究』, 第28号, pp.65-74.

<http://hdl.handle.net/2298/18553>

⁴この調査は浜崎盛康・田中朋弘・島袋恒男 (1998、1999、2000) 「大学生を中心とした若者の脳死および臓器移植に対する態度の研究」(その1からその4)」で、琉球大

学法文学部紀要の第2号 (pp. 1-29.) 第3号 (pp. 39-56.) 第3号の2 (pp. 1-29.) 第4号 (pp. 1-29.) を参照されたい。

⁵厚生労働省 (2013), 「脳死下での臓器提供事例に係わる検証会議－検証のまとめ一」,
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/zouki_ishoku/dl/150_a.pdf

⁶山梨八重子 (2014), 「中学生の臓器移植におけるドナー意思可否根拠の一考察」, 熊本大学教育学部紀要
第61号, pp.301-311. <http://hdl.handle.net/2298/31647>

⁷山梨八重子 (2014), 分析対象、分析方法および分析データに関しては上述論文の文末資料を参照されたい。

⁸同上, 文末表.

⁹同上, 文末表 1.

¹⁰同上, 文末表 5.

¹¹同上, 文末表 6, 表 7.

¹²同上, 文末表 2.

¹³同上, 文末表 5.

¹⁴同上, 文末表 5.

¹⁵同上, 文末表 5.

¹⁶ヴラジミール・ジャンケレヴィッチは「死」は人称の視角によって多層的であり、一人称の死とは、代替え不可能な死であるのに対し、三人称の死とは人は必ず死ぬという客観的な死で、それらをつなぐとものがかけがえにない存在である身近な他者の死を通してとらえるその存在がかけがえのないものと認識する二人称の死である。『死とは何か』(2003, 青弓社) 及び (1978)『死』(1978, みすず書房) を参照されたい。彼の死の考察については、後述の奥田が詳細に取り上げている。

¹⁷奥田純一郎(1996), 「死における自己決定－自由論の再検討のためにー」, 『本郷法政紀要』, No5, p.131.

奥田純一郎 (2006), 「死の公共性と自己決定権の限界」, 井上達夫編『公共性の哲学』, p.335.

¹⁸山崎吾郎 (2011), 「臓器提供に現れる身体と人格－生経済における贈与論のためにー」, 『文化人類学』, 76/3, pp.310-311.

¹⁹前掲 5, 文末表 4.

²⁰佐藤英明 (2009), 「臓器移植における互恵性」, 『中央学院大学人間・自然論叢電子版』, 28, pp.3-26.

²¹前掲 5, 文末表 6.

²²奥田純一郎 (2003), 「二つの弱さと自己決定権－死の問題から考える射程と限界ー」, 『法哲学年報』, p.159.